

第 1 監査の範囲

I 監査の期間

監査（前期） 平成28年10月3日から10月7日まで（5日間）

監査（後期） 平成29年1月16日から1月27日まで（実質7日間）

II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は22機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の23課・室・事務局等について実施した。

○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対象機関（施設）名
書面監査 及び 実地監査	市民課	尾去沢支所、八幡平支所
	市民共動課	尾去沢市民センター、八幡平市民センター、かなやまアリーナ
	福祉課	あおぞらこども園
	農林課	柴平地域活動センター
	産業活力課	交流プラザ、中滝ふるさと学舎
	都市整備課	黒森山公園、高井田住宅集会所
	総務学事課	平元小学校、末広小学校、大湯小学校、草木小学校 花輪第二中学校、十和田中学校、南学校給食センター
	生涯学習課	十和田図書館、先人顕彰館
	スポーツ振興課	毛馬内市民プール、谷内市民プール

○ 監査（後期）

実施区分	対象部局名
書面監査	総務課、政策企画課、財政課、契約検査室、市民課、市民共動課、税務課、福祉課、長寿支援課、いきいき健康課、農林課、産業活力課、都市整備課、上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課）、消防本部

Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第2条第14項（事務処理の能率性）及び同条第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- 1 指摘事項に対する措置状況について
- 2 職員の配置及び服務状況について
- 3 事務・事業の執行状況について
- 4 予算の執行状況について
- 5 主なる工事の執行状況について
- 6 主なる備品の取得・処分の状況について
- 7 施設の経営・運営及び維持管理について
- 8 財産の維持管理状況について
- 9 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が平成28年9月1日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として平成28年4月1日から平成28年8月31日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が平成29年1月1日現在、職員の服務状況は平成28年1月1日から平成28年12月31日まで、予算執行及び事業の執行状況等は平成28年4月1日から平成28年12月31日までとした。

第2 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、書面により監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

第3 監査の結果

本年度は、第6次鹿角市総合計画後期基本計画の初年度にあたり、重点プロジェクトをはじめとする鹿角を元気にする施策、事業が計画され、主要事業、各種事務事業は概ね計画通り実施されていた。また、財務に関する事務の執行についても、概ね適正かつ効率的に行われていると認められた。

監査の結果、今後において改善あるいは検討されたい事項について以下に述べる。

なお、事務処理上の軽微な誤りや個別の不備な点については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

○ 定期監査共通事項

1 服務関係書類の整備について

服務関係書類については、近年の監査において指導し改善が見られていたところであるが、今回、軽微な記載誤り等が数多く見受けられた。特に、休日勤務命令簿においては、勤務命令はされているが代休日または振替休日の指定と取得がされていないものが散見された。

改めて、職員服務規程、文書事務取扱規程、その他関係する規程を再確認し、引き続き適正な事務処理に努めていただきたい。

2 市税及び税外収入の収納事務について

市税及び税外収入による財源の確保については、滞納分を含め、引き続き収納率の向上に努力していただきたい。特に、税外収入の滞納分には10年以上前からの債権や回収が困難となっているものが含まれているが、これらについても調査や再検討を行い、公平性を欠くことのないよう適切な債権管理を行うこと。

3 予算の執行管理について

予定した事業が計画通り実施できず、予算の執行率が低調となっているものが中には見受けられ、それぞれの事情によるものと思われるが、早めの見極めと有効な事業展開により、予算が効率的、効果的に執行されるよう取り組んでいただきたい。

4 任意団体の事務について

市に任意団体の事務局を置き、市職員が事務を行っているものについて、事務を行う根拠や市の事務との区分を明確にし、必要な手続きのもと適切な取扱いをお願いしたい。特に、独自の会計を有し出納事務を取扱っている場合、通帳や出納簿等の管理は適切か、また特定の職員だけでなく複数人によるチェック体制が機能しているか、などに留意し、厳格な管理体制のもと適正な事務処理を行っていただきたい。

また、任意団体のあり方、市以外の構成団体等への事務局移管の可能性について、十分に検討や協議を行っていただきたい。

注1 各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。

注2 「-」は、該当数字のないものである。